

参 考 资 料

1 水銀を含む底質の暫定除去基準

(昭和 50 年 10 月 28 日付け環境庁水質保全局長通達、昭和 63 年 9 月 8 日付けで改訂)

1 海域の底質については次によるものとする。

(1) 底質を除去すべき区域は、別冊「底質調査方法（平成 24 年 8 月改訂）」I-2-2.2 精密調査（200～300 m メッシュ）の結果に基づき、それぞれのメッシュの 4 つの交点の測定値の平均値をもって当該メッシュ内の平均濃度とし、この平均濃度が次の(2)によって算定された暫定除去基準 C を越える区域とする。なお、河口部等の堆積汚泥の分布状況が変化しやすい場所等においては、必要に応じて地点を増加するものとする。

(2) 暫定除去基準値（底質の乾燥重量あたり）は、次式において、当該水域の平均潮差 ΔH (m)、同水域の底質について別冊「底質調査方法」のⅢ.溶出試験によって求めた溶出率 J、および次の(3)に述べる安全率 S により、算定したものとする。

$$C = 0.18 \cdot \frac{\Delta H}{J} \cdot \frac{1}{S} \text{ (ppm)}$$

ただし、日本海側の港湾のように、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域では潮差 ΔH の代わりに次式による $\Delta H'$ (m) を用いる。

$$\Delta H' = \text{副振動の平均振幅 (m)} \times \frac{12 \times 60 \text{ (分)}}{\text{平均周期 (分)}}$$

(3) 安全率 S については次によるものとする。

1) 漁業が行われていない水域については、10 とする。

2) 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を摂取する魚介類*の漁獲量の総漁獲量に対する割合が、おおむね 1/2 以下である水域においては、50 とする。

3) 2) の割合がおおむね 1/2 を越える水域においては、100 とする。

なお、地域の食習慣等の特殊事情に応じて安全率を更に見込むことは差し支えない。

*：エビ、カニ、シヤコ、ナマコ、ボラ、巻貝類等

2 河川及び湖沼の場合は、1-(1)に準じた調査に基づいて得られた平均濃度が 25 ppm 以上のものを除去するものとする。ただし、潮汐の影響を強く受ける河口部の場合は海域の場合に準ずるものとし、沿岸流の強い海域については、河川、湖沼の場合に準ずるものとする。

2 PCB を含む底質の暫定除去基準

(昭和 50 年 10 月 28 日付け環境庁水質保全局長通達、昭和 63 年 9 月 8 日付けで改訂)

PCB を含む底質の暫定除去基準値（底質の乾燥重量あたり）は、10 ppm 以上とする。

なお、魚介類の PCB 汚染の推移をみて更に問題があるような水域においては、地域の実情に応じたより厳しい基準値を設定する。

3 魚介類の水銀の暫定的規制値（昭和 48 年 7 月 23 日付け厚生省環境衛生局長通達）

○規制値：総水銀 0.4 ppm（参考としてメチル水銀 0.3 ppm（水銀として））

○規制対象外魚介類：マグロ類（マグロ、カジキ及びカツオ）

内水面水域の河川産の魚介類（湖沼産の魚介類は含まない）

追記

■水銀に係る環境調査の取扱いについて

（昭和 48 年 10 月 3 日付け環境事務次官・農林事務次官・通商産業事務次官通達）

○「暫定的規制値を超える場合」とは、同一魚種について原則として十検体、最低五検体の魚介類の総水銀含有量の平均値が 0.4 ppm を超え、かつ、メチル水銀含有量の平均値が 0.3 ppm を超えるものをいう。

■水俣湾環境対策基本方針（平成 13 年 3 月 14 日策定、平成 23 年 4 月 6 日改訂）

○今後の環境対策

(1)環境調査の実施

(2)埋立地の維持管理と事業実施上の連絡調整

○水俣湾環境対策連絡調整会議の開催

4 地穀における元素の存在度（理科年表 東京天文台編）

原 子 番 号	元 素	重量比 特記するもの 以外は ppm	原 子 番 号	元 素	重量比 特記するもの 以外は ppm	原 子 番 号	元 素	重量比 特記するもの 以外は ppm
1	H	1400	33	As	1.8	65	Tb	0.8
2	He	(存在)	34	Se	0.05	66	Dy	4.8
3	Li	20	35	Br	2.5	67	Ho	1.2
4	Be	2.8	36	Kr	(存在)	68	Er	2.8
5	B	10	37	Rb	90	69	Tm	0.5
6	C	200	38	Sr	375	70	Yb	3.0
7	N	20	39	Y	33	71	Lu	0.5
8	O	46.60 %	40	Zr	165	72	Hf	3
9	F	625	41	Nb	20	73	Ta	2
10	Ne	(存在)	42	Mo	1.5	74	W	1.5
11	Na	2.83 %	43	Tc	(人工的存在)	75	Re	0.001
12	Mg	2.09 %	44	Ru	0.01	76	Os	0.001
13	Al	8.13 %	45	Rh	0.005	77	Ir	0.001
14	Si	27.72 %	46	Pd	0.01	78	Pt	0.01
15	P	1050	47	Ag	0.07	79	Au	0.004
16	S	260	48	Cd	0.2	80	Hg	0.08
17	Cl	130	49	In	0.1	81	Tl	0.5
18	Ar	(存在)	50	Sn	2	82	Pb	13
19	K	2.59 %	51	Sb	0.2	83	Bi	0.2
20	Ca	3.63 %	52	Te	0.01	84	Po	(存在)
21	Sc	22	53	I	0.5	85	At	"
22	Ti	4400	54	Xe	(存在)	86	Rn	"
23	V	135	55	Cs	3	87	Fr	"
24	Cr	100	56	Ba	425	88	Ra	"
25	Mn	950	57	La	30	89	Ac	"
26	Fe	5.00 %	58	Ce	60	90	Th	7.2
27	Co	25	59	Pr	8.2	91	Pa	(存在)
28	Ni	75	60	Nd	28	92	U	1.8
29	Cu	55	61	Pm	(人工的存在)	93	Np	(存在：大部分人工)
30	Zn	70	62	Sm	6.0	94	Pu	"
31	Ga	15	63	Eu	1.2	95	Am	"
32	Ge	1.5	64	Gd	5.4	96	Cm	"

5 農業用水基準（昭和 45 年 5 月農林省公害研究会）

項 目	基 準 値
① pH（水素イオン濃度）	6.0～7.5
② COD（化学的酸素要求量）	6 mg/L 以下
③ SS（浮遊物質）	100 mg/L 以下
④ DO（溶存酸素）	5 mg/L 以上
⑤ T-N（全窒素濃度）	1 mg/L 以下
⑥ 電気伝導度（塩類濃度）	0.3 mS/cm 以下
⑦ 重金属	As（砒素）0.05 mg/L 以下 Zn（亜鉛）0.5 mg/L 以下 Cu（銅）0.02 mg/L 以下

6 水産用水基準

(1) 有機物 (COD、BOD)

1) 淡水域

ア 河川

- ① 自然繁殖の条件として、20℃ 5日間の BOD は 3 mg/L 以下であること。ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合は 2 mg/L 以下であること。
- ② 成育の条件としては、20℃ 5日間の BOD は 5 mg/L 以下であること。ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合は 3 mg/L 以下であること。

イ 湖沼

- ① 自然繁殖の条件として、COD_{Mn} (酸性法) は 4 mg/L 以下であること。ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合は 2 mg/L 以下であること。
- ② 成育の条件として、COD_{Mn} (酸性法) は 5 mg/L 以下であること。ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合は 3 mg/L 以下であること。

2) 海域

- ① 一般の海域では、COD_{OH} (アルカリ性法) は 1 mg/L 以下であること。
- ② ノリ養殖場や閉鎖性内湾の沿岸域では COD_{OH} は 2 mg/L 以下であること。

(2) 全窒素、全リン

1) 湖沼

コイ・フナを対象とする場合	全窒素	1.0 mg/L 以下
	全リン	0.1 mg/L 以下
ワカサギを対象とする場合	全窒素	0.6 mg/L 以下
	全リン	0.05 mg/L 以下
サケ科・アユ科を対象とする場合	全窒素	0.2 mg/L 以下
	全リン	0.01 mg/L 以下

2) 海域

環境基準における	水産 1 種 (全窒素 0.3 mg/L 以下、全リン 0.03 mg/L 以下)
	水産 2 種 (全窒素 0.6 mg/L 以下、全リン 0.05 mg/L 以下)
	水産 3 種 (全窒素 1.0 mg/L 以下、全リン 0.09 mg/L 以下)
のり養殖に最低必要な栄養塩濃度	無機態窒素 0.07 ~ 0.1 mg/L
	無機態リン 0.007 ~ 0.014 mg/L

(3) 溶存酸素 (DO)

- 1) 河川および湖沼では 6 mg/L 以上、ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合は 7 mg/L 以上であること。
- 2) 海域では 6 mg/L 以上であること。
- 3) 内湾漁場の夏季底層において最低限維持しなくてはならない溶存酸素量は 3 mg/L (4.3 mg/L) であること。

(4) pH

- ① 河川および湖沼では 6.7 ~ 7.5 であること。
- ② 海域では 7.8 ~ 8.4 であること。
- ③ 生息する生物に悪影響を及ぼすほど pH の急激な変化がないこと。

(5) 懸濁物質 (SS)

1) 淡水域

ア 河川

- ① 懸濁物質は 25 mg/L 以下であること。ただし、人為的に加えられる懸濁物質は 5 mg/L 以下であること。
- ② 忌避行為などの反応を起こさせる原因とならないこと。
- ③ 日光の透過を妨げ、水生植物の繁殖、生長に影響を及ぼさないこと。

イ 湖沼

- ① 貧栄養湖で、サケ・マス・アユなどの生産に適する湖沼においては、自然繁殖および生育に支障のない条件として、透明度 4.5 m 以上、懸濁物質 1.4 mg/L 以下であること。
- ② 温水性魚類の生産に適する湖沼においては、自然繁殖および生育に支障のない条件として、透明度 1.0 m 以上、懸濁物質 3.0 mg/L 以下であること。

2) 海域

- ア 人為的に加えられる懸濁物質は 2 mg/L 以下であること。
- イ 海藻類の繁殖適水位において、必要な光度が保持され、その繁殖、生長に影響を及ぼさないこと。

- (6) 着 色
- 1) 光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。
 - 2) 忌避行動の原因とならないこと。
- (7) 水 温
- 水産生物に悪影響を及ぼすほど水温の変化がないこと。
- (8) 大腸菌群
- 大腸菌群数 (MPN) が 100 mL 当たり 1,000 以下であること。ただし、生食用のカキを飼育するためには 100 mL 当たり 70 以下であること。
- (9) 油 分
- 1) 水中には油分が検出されないこと。
 - 2) 水面には油膜が認められないこと。
- (10) 有害物質
- 水中には農薬、重金属、シアン、化学物質などが、有害な程度に含まれないこと。
- (11) 底 質
- 1) 河川および湖沼では、有機物などにより汚泥床、ミズワタなどの発生をおこさないこと。
 - 2) 海域では乾泥として COD_{OH} 20 mg/g 以下、硫化物 0.2 mg/g 以下、ノルマルヘキサン抽出物 0.1 %以下であること。
 - 3) 微細な懸濁物が岩面、または礫、砂利などに付着し、種苗の着生、発生あるいはその発育を妨げないこと。
 - 4) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に定められた溶出試験 (昭和 48 年 2 月 17 日環境庁告示第 14 号) により得られた検液中の有害物質のうち水産用水基準で基準値が定められている物質については、水産用水基準の基準値の 10 倍を下回ること。ただしカドミウム、全シアン、アルキル水銀、PCB については溶出試験で得られた検液中の濃度がそれぞれの化合物の定量限界を下回ること。

[備考]

- 1) 蓄積の可能性のある成分については、人体に対する安全性を考慮した水産動植物中の許容含有量の決定をまって、基準値を定める。
- 2) 放射性物質については、関係法規に定められた基準に従う。
- 3) 分析方法：人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準及び要監視項目にふくまれる物質は公定法により分析することが望ましい。その他の基準値については公定法または一般的に用いられている方法 (海洋観測指針第 1 部 (1999)、水質汚濁調査指針 (1980)、沿岸環境調査マニュアル (底質・微生物編) (1990)、環境測定分析法注解 (1985)) 等を採用して差し支えない。

7 水道水質基準

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区分	番号	項目名	基準値
健康に関する項目	1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下
	2	大腸菌	検出されないこと
	3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003 mg/L 以下
	4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005 mg/L 以下
	5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01 mg/L 以下
	6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01 mg/L 以下
	7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01 mg/L 以下
	8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05 mg/L 以下
	9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01 mg/L 以下
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下
	12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8 mg/L 以下
	13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0 mg/L 以下
	14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
	15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
	17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
	18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
	19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
	20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
	21	塩素酸	0.6 mg/L 以下
	22	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下
	23	クロロホルム	0.06 mg/L 以下
	24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下
	25	ジブromokロロメタン	0.1 mg/L 以下
	26	臭素酸	0.01 mg/L 以下
	27	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下
	28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下
	29	ブromोजクロロメタン	0.03 mg/L 以下
	30	ブromホルム	0.09 mg/L 以下
	31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下
性状に関する項目	32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0 mg/L 以下
	33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2 mg/L 以下
	34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3 mg/L 以下
	35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0 mg/L 以下
	36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200 mg/L 以下
	37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05 mg/L 以下
	38	塩化物イオン	200 mg/L 以下
	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下
	40	蒸発残留物	500 mg/L 以下
	41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下
	42	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下
	44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下
	45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005 mg/L 以下
	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L 以下
	47	pH 値	5.8～8.6
	48	味	異常でないこと
	49	臭気	異常でないこと
	50	色度	5 度以下
	51	濁度	2 度以下

8 水浴場水質基準

水浴場についての水質基準

1 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 及び透明度によって、「水質 AA」、「水質 A」、「水質 B」あるいは「水質 C」を判定し、「水質 AA」及び「水質 A」であるものを「適」、「水質 B」及び「水質 C」であるものを「可」とする。
 - ・各項目の全てが「水質 AA」である水浴場を「水質 AA」（水質が特に良好な水浴場）とする。
 - ・各項目の全てが「水質 A」である水浴場を「水質 A」（水質が良好な水浴場）とする。
 - ・各項目の全てが「水質 B」である水浴場を「水質 B」とする。
 - ・これら以外のものを「水質 C」とする。

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA 不検出 (検出限界 2 個/100 mL)	油膜が認められない	2 mg/L 以下 (湖沼は 3 mg/L 以下)	全透 (1 m 以上)
	水質 A 100 個/100 mL 以下	油膜が認められない	2 mg/L 以下 (湖沼は 3 mg/L 以下)	全透 (1 m 以上)
可	水質 B 400 個/100 mL 以下	常時は油膜が認められない	5 mg/L 以下	1 m 未満～ 50 cm 以上
	水質 C 1,000 個/100 mL 以下	常時は油膜が認められない	8 mg/L 以下	1 m 未満～ 50 cm 以上
不適	1,000 個/100 mL を 超えるもの	常時油膜が認められる	8 mg/L 超	50 cm 未満*

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

透明度 (*の部分) に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

- (1) 「水質 B」又は「水質 C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400 個/100 mL を超える測定値が 1 以上あるもの。
- (2) 油膜が認められたもの。

9 下水道流入水基準

公共下水道及び流域下水道における現在の下水処理方法は有機物の除去を主体とする生物処理によっているため、カドミウム、シアンなどの物質を含む下水は処理できない。また、有機性の汚濁物質についても、汚濁の著しい場合には処理が困難であり、放流水の水質の基準を満たすためには、工場など個々発生源で事前の処理をすることが必要である。また、下水管を腐食したり、施設を損傷したりするおそれのある下水についても事前の処理が必要である。

下水道法では、特定事業場（注）から下水を排除する者は、終末処理場で処理できない物質については、終末処理場からの放流水の水質基準とほぼ同様の基準に、有機性の汚濁物質については終末処理場の能力に応じて条例で定める基準に適合しない下水を排除してはならないと定めている。この規制を受けない下水であっても、下水道からの放流水の水質を確保し、下水道の施設を保全するため、地方公共団体の条例で除害施設の設置が義務づけられる場合がある。

(注) 特定事業場

特定事業場とは、水質汚濁防止法に基づき定められた特定施設を設置している工場又は事業場をいう。特定施設は、(1)カドミウム、その他、人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質を含む排水又は、(2)水素イオン濃度その他生活環境に係る被害を生ずるおそれのある汚染状態の排水を排出する施設であり、具体的には個別に特定施設が政令で定められている。

ア 除害施設の設置等に関する条例の基準（昭 34.政令 147 下水道法施行令第 9 条、平 13.政令 213 一部改正）

温度	45 度以上あるもの
水素イオン濃度	水素指数 5 以下又は 9 以上あるもの
ノルマンヘキサン抽出物質含有量 鉛油類含有量 動植物油脂類含有量	1 L につき 5 mg を超えるもの 1 L につき 30 mg を超えるもの
よう 沃素消費量	1 L につき 220 mg 以上であるもの

イ 特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準（同上施行令第 9 条の 4）

水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第一号から第三十二号までに掲げる物質について、ダイオキシン類対策法特定施設を設置するものにあつては第三十三号に掲げる物質について当該各号に定める数値とする。

物質名	基準値	物質名	基準値
1. カドミウム及びその化合物	Cd 0.03 mg/L 以下	21. 2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-S-トリアジン(別名シマジン)	0.03 mg/L 以下
2. シアン化合物	CN 1 mg/L 以下	22. S-4-クロロインジール=N・N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)	0.2 mg/L 以下
3. 有機燐化合物	1 mg/L 以下	23. ベンゼン	0.1 mg/L 以下
4. 鉛及びその化合物	Pb 0.1 mg/L 以下	24. セレン及びその化合物	Se 0.1 mg/L 以下
5. 六価クロム化合物	Cr ⁶⁺ 0.5 mg/L 以下	25. ほう素及びその化合物	B 10 mg/L 以下
6. 砒素及びその化合物	As 0.1 mg/L 以下	26. ふっ素及びその化合物	河川に放流する公共下水道等にあつては B 230 mg/L 以下 F 8 mg/L 以下 河川に放流する公共下水道等にあつては F 15 mg/L 以下
7. 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	Hg 0.005 mg/L 以下		
8. アルキル水銀化合物	検出されないこと	27. 1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下
9. ポリ塩化ビフェニル(別名 PCB)	0.003 mg/L 以下	28. フェノール類	5 mg/L 以下
10. トリクロロエチレン	0.3 mg/L 以下	29. 銅及びその化合物	Cu 3 mg/L 以下
11. テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	30. 亜鉛及びその化合物	Zn 2 mg/L 以下
12. ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	31. 鉄及びその化合物(溶解性)	Fe 10 mg/L 以下
13. 四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	32. マンガン及びその化合物(溶解性)	Mn 10 mg/L 以下
14. 1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	33. クロム及びその化合物	Cr 2 mg/L 以下
15. 1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下	34. ダイオキシン類	10 pg/L 以下
16. シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下		
17. 1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下		
18. 1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下		
19. 1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下		
20. テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)	0.06 mg/L 以下		
			(2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの量に換算)

ウ 特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を定める条例の基準（下水道法施行令第9条の5）

項 目	基 準 値
水素イオン濃度	pH 5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量（5 日間）	600 mg/L 未満
浮遊物質	600 mg/L 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	
イ 鉱油類含有量	5 mg/L 以下
ロ 動植物油脂類含有量	30 mg/L 以下
窒素含有量	240 mg/L 未満（注）
りん 磷含有量	32 mg/L 未満（注）
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380 mg/L 未満（注）
（注）窒素、りん、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量について、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあっては、排水基準に係る数値に窒素及びりんについては2を、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素については3.8を乗じて得た数値とする。	

（製造業等の特例）

項 目	基 準 値
水素イオン濃度	pH 5.7 を超え 8.7 未満
生物化学的酸素要求量（5 日間）	300 mg/L 未満
浮遊物質	300 mg/L 未満
窒素含有量	150 mg/L 未満（注）
りん 磷含有量	20 mg/L 以下（注）
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	125 mg/L 未満
（注）窒素、りん、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量について、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあっては、排水基準に係る数値に1.25を乗じて得た数値とする。	

エ 除害施設の設置等に関する条例の基準（下水道法施行令第9条の9）

項 目	基 準 値
温度	45℃未満
水素イオン濃度	pH 5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量（5 日間）	600 mg/L 未満
浮遊物質	600 mg/L 未満（注）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	
イ 鉱油類含有量	5 mg/L 以下
ロ 動植物油脂類含有量	30 mg/L 以下
窒素含有量	240 mg/L 未満（注）
りん 磷含有量	32 mg/L 未満（注）
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380 mg/L 未満（注）
（注）窒素、りん、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量について、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあっては、排水基準に係る数値に窒素及びりんについては2を、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素については3.8を乗じて得た数値とする。	

(製造業等の特例)

項 目	基 準 値
温度	40℃未満
水素イオン濃度	pH 5.7 を超え 8.7 未満
生物化学的酸素要求量 (5 日間)	300 mg/L 未満
浮遊物質	300 mg/L 未満
窒素含有量	150 mg/L 未満 (注)
りん 燐含有量	20 mg/L 未満 (注)
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	125 mg/L 未満 (注)

(注) 窒素、りん、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量について、水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあっては、排水基準に係る数値に 1.25 を乗じて得た数値とする。

10 下水道等生活排水処理施設の概要

種別	区 分		発足年度	事業主体	事業対象地域	事業目的	規 模 (計画人口等)
	種 別						
集 合 処 理	流域下水道 (国土交通省)		昭和 40	都道府県	2 以上の市町村に わたる区域	公共用水域の水質 保全	原則 10 万人以上 または 5 万人か つ 3 市町村以上
	公共下水道 (国土交通省)		明治 17	市町村	市町村	居住・都市環境の改 善	制限無し
	特定環境保全公共下水道 (国土交通省)		昭和 50	市町村	農山漁村 自然保護地域	公衆衛生の向上	1,000～ 10,000 人
	簡易な公共下水道 (国土交通省)		昭和 61	市町村	上記のうち水質保 全上緊急に整備の 必要な区域	浸水の防除(雨水対 策)	1,000 人未満
	コミュニティプラント (環境省)		昭和 41	市町村	下水道事業計画区 域外	生活環境の保全 公衆衛生の向上	101～ 30,000 人
	農業集落排水事業 (農林水産省)		昭和 48	市町村 土地改良区等	農業振興地域内の 農業集落	農業用排水等の 水質保全 生活環境の改善	1,000 人程度 以下 20 戸以上
	漁業集落排水事業 (農林水産省)		昭和 53	市町村	指定漁港背後の漁 業集落	漁業集落の生活環 境基盤整備	100～5,000 人
	林業集落排水事業 (農林水産省)		昭和 55	市町村 森林組合等	林業振興地域等の 林業集落	山村地域の生活環 境基盤整備	1,000 人程度 以下
	簡易排水施設 (農林水産省)		平成 7	市町村 農協等	振興山村地域等	中山間地域の活性 化と定住の推進	3 戸以上 20 戸未満
	小規模集合排水処理施設 整備事業 (総務省)		平成 6	市町村	小規模集落	公共用水域の水質 保全生活環境の改 善	1 地区の住宅 戸数が原則とし て 10 戸以上 20 戸未満
個 別 処 理	浄化槽設置整備事業 (環境省)		昭和 62	市町村 (設置者 は個人)	下水道事業計画区 域外等で雑排水対 策が必要な区域	公共用水域の水質 保全生活環境改善	制限無し (戸別に設置)
	浄化槽市町村整備推進事 業 (環境省)		平成 6	市町村	同上	公共用水域の水質 保全生活環境改善	20 戸以上 (一定地域内 の全戸)
	個別排水処理施設整備事 業 (総務省)		平成 6	市町村	特定地域* 集合処理区域の周 辺区域	公共用水域の水質 保全生活環境改善	10 戸以上 20 戸未 満 20 戸未満

*「特定地域」とは、水道水源の保全のために、生活排水対策の緊急性が高い地域等

11 ゴルフ場の水質の管理指針値関係

① ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針

(平成2年5月24日環水土第77号各都道府県知事宛環境庁水質保全局長通知、最終改正平成25年6月18日環水大土発第1306181号)

- (1) ゴルフ場からの排出水中の農薬濃度は、排水口において別表に掲げる値(以下「指針値」という。)を超えないこととする。また、別表に記載のない農薬であっても水濁基準値が設定されているものについては、その値の10倍値を指針値とする。
- (2) 別表に掲げた指針値のうち、今後新たに水濁基準値が設定された場合にはその値の10倍値を指針値とする。

② ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱

(平成2年7月2日熊本県策定、最終改正平成26年2月12日)

ゴルフ場からの排出水の水質は、指針値を超えないこととする。なお、事業者は地下水の水質の監視を行うため、観測井を設けるよう努めることとし、地下水観測井の管理目標値は排出水の指針値に1/10を乗じて得た値とする。

別表 排出水の水質に係わる指針値

農 薬 名	排出水の指針値 (mg/L)
(殺虫剤)	
イソキサチオン	0.08
クロルピリホス	0.02
ダイアジノン	0.05
チオジカルブ	0.8
トリクロロホン (DEP)	0.05
フェントロチオン (MEP)	0.03
ベルメトリン	1
ベンスルタップ	0.9
(殺菌剤)	
イプロジオン	3
イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0.06 (イミノクタンとして)
エトリジアゾール (エクロメゾール)	0.04
オキシ銅 (有機銅)	0.4
キャプタン	3
クロロタロニル (TPN)	0.4
クロロネブ	0.5
ジフェノコナゾール	0.3
シプロコナゾール	0.3
チウラム (チラム)	0.2
チオフアネートメチル	3
チフルザミド	0.5
テトラコナゾール	0.1
トリフルミゾール	0.5
トルクロホスメチル	2
バリダマイシン	1.2
ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1
プロピコナゾール	0.5
ベノミル	0.2
ボスカリド	1.1
ホセチル	2.3
ポリカーバメート	0.3

農 薬 名	排水水の指針値 (mg/L)
(除草剤)	
アシュラム	2
エトキシスルフロロン	1
シクロスルファミロン	0.8
シデュロン	3
シマジン (CAT)	0.03
トリクロピル	0.06
ナプロパミド	0.3
フラザスルフロロン	0.3
プロピザミド	0.5
ベンフルラリン (ベスロジン)	0.1
MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	0.051 (MCPA として)
(植物成長調整剤)	
トリネキサパックエチル	0.15

注1：表に記載の指針値は以下の式から算出している。

$$\text{指針値} = \{ \text{ADI}(\text{mg/kg 体重/日}) \times 53.3(\text{kg}) \times 0.1(\text{ADI の 10 \% 配分}) / 2(\text{L/人/日}) \} \times 10$$

注2：表に記載のない農薬であっても水濁基準値が設定されているものについては、その値の10倍値を指針値とする。

注3：表に掲げた農薬の指針値についても、今後新たに水濁基準値が設定された場合にはその値10倍値を指針値とする。なお、水濁基準値については、環境省のホームページに掲載しており、改定される場合もあるので、随時確認すること。（http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html）

